

◆ 第 1 1 回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 ◆

《 会 議 録 》

主催：石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

会場：厚田村総合センター

日時：平成16年5月7日(金) 13:00～16:00

第11回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議録

開催日時：平成16年5月7日(金) 13:00～16:00

開催場所：厚田村総合センター

【出席委員】(敬称略)

会長 田岡 克介  
副会長 牧野 健一 木村 康美

委員

神崎 征治	福沢 和夫	工藤 榮一	加納 洋明	高田 静夫
堀 弘子	熊倉 正博	長原 徳治	池端 英昭	河合 英治
河合 雅雄	田村 嘉瑞	阿部 政二	成田 一夫	佐々木友治
神田 一昭	羽立 福光	越智 正男	酒井 敏一	山根 利子
村重 節子	佐藤 豊治	小林 義行	浅井 秀樹	飯尾亜紀仁
小池 弓夫	坪田 清美	藤原 市子	伊藤 一治	相原 一男
沢田 富男	鈴木日出男	桐山 和郎	後藤 崇	大山 弘行
石橋 千春	岸本 アイ			

監査委員

土門 隆一 北嶋 富作

【欠席委員】(敬称略)

中野 文能 岸本 正吉 中村 東伍 佐藤 克廣 田中 宣律

【幹事会】

青野 誠	谷本 邁	大原 嘉弘	四宮 克	河地 良一
村中 誠治	白井 俊	野 昭夫	岡林 位和	秋村 一郎
加藤 美幸	赤間 聖司	佐々木隆哉		

【行財政専門部会】

細川 修次 矢藤 良雄 宮田 勉

【住民福祉専門部会】

鎌田 英暢	吉田 英洋	藤田 隆	唐澤 治夫	村本 慶幸
熊谷 隆介	向井 邦弘	佐藤 正巳		

【建設水道専門部会】

伊藤 高行 南 治彦 廣長 秀和 小林 和悠 古川 和志

【教育文化専門部会】

川又 和雄      阿部 祐三      森谷 栄直      桑島 朋子      小林 薫  
渡辺 隆之

【事務局】

工藤 泰雄      清水 敬二      小西 裕史      佐々木大樹      中村 裕一  
富木 則善      江部 靖      田中 匡

【傍聴者数】

16名

## 議事日程

1	開 会	4 頁
2	会長挨拶	4 頁
3	報告事項	
	報告第 1 号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告	4 頁
	報告第 2 号 地域自治組織等小委員会経過報告	5 頁
4	協議事項	
	行政連絡機構の取扱い（文案修正）	6 頁
	児童母子福祉関係（文案修正）	6 頁
	ごみ対策関係（文案修正）	6 頁
	協議第 1 号 国民健康保険事業の取扱い	7 頁
	協議第 2 号 高齢者・障害者福祉関係	10 頁
	協議第 3 号 教育管理関係	11 頁
	協議第 4 号 学校教育関係	16 頁
	協議第 5 号 社会教育・スポーツ関係	16 頁
	協議第 6 号 一部事務組合等の取扱い	18 頁
	協議第 7 号 公社・第三セクター等の取扱い	19 頁
	協議第 8 号 上水道関係	20 頁
5	その他	
	（1） 第 12 回会議の開催日時等について	32 頁
6	閉 会	33 頁

## 1. 開 会

工藤事務局長：それでは、ただいまより第11回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催させていただきます。

本日の日程は、配付の会議次第のとおりでございます。

初めに、合併協議会の会長の田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

## 2. 会長挨拶

田岡会長：皆さん、こんにちは。

お忙しいところをご参加をいただきましてありがとうございます。

まず冒頭、前回の協議会との間に厚田村長選がございまして、牧野さん、見事にご当選されました。心よりお喜びを申したいと思えます。それと同時に、当協議会の規則によりまして、自動的に引き続き副会長の職についていただくということをご了解いただければと思えます。

先々週、私、法定協議会の連絡協議会という全国大会がありますが、そちらの方に出席をさせていただきまして、大臣はちょうど例の年金の未払い問題を含めて国会で足どめを食らってご挨拶をいただけなかったのですが、香山事務次官を含めたさまざまな方たちのご挨拶、説明、昨今の合併問題などについての報告や事例発表がされました。その中でも、改めて、11回を数えるという法定協の歴史を持っている協議会というのは、全国の中でも非常にまれな例でございます。それだけに中身が濃いのだというふうに私自身は自負しておりますが、今日もまたさまざまな、だんだんより身近な、行政といいますか、市民生活そのものに身近な事案が提案されておりますので、中身の濃いご議論をいただければというふうに思っております。

それでは時間の都合もございまして、とりあえずご挨拶はこの程度にさせていただきまして、議事に入らせていただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございます。

工藤事務局長：それでは、これから会議を始めるわけでございますが、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、正副会長を含め委員45名中40名の出席をいただいております。定足数を超えておりますので、会議は成立いたします。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの進行は会長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

## 3. 報告事項

田岡会長：まず初めに、報告第1号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告を、小委員会委員長の熊倉正博委員より報告をお願いいたします。

熊倉委員：皆さん、こんにちは。

それでは、報告をさせていただきます。

報告第1号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会の経過についてご報告をさせていただきます。議案の2ページをごらんください。

4月7日、厚田村において、13名中12名の委員が出席し、当小委員会を開催しております。

初めに、今までの協議の中で残っている、合併特例法を適用しないで地方自治法及び公職選挙法の規定

を適用し、定数を30人とする本則1-4のパターンと、合併特例法を適用し、石狩市議会議員の残任期間中、厚田・浜益の議員全員が在任するパターン3及び5、この場合、合併時の定数は特例で50人となりますが、この3つについて協議を行なったところであります。

そのうち、合併特例法を適用する場合には2つのパターンが残っていることから、どちらか1つに絞ることの協議をした結果、在任特例を適用した後の一般選挙において定数特例を適用するパターン5は選択しないことといたしました。

次に、前回から3カ月ほどの期間を置いての会議であったことから、考え方の変更や各委員の意思を再確認する意味で、再度発言をいただいたところであり、その結果、「住民の声を十分に反映したい」、「合併後に調整するとした事業などに携わり調整したい」、「建設計画の実効性を高めるための土台づくりを行いたい」など、在任特例とする意見が本則とする意見を上回ったことから、小委員会においては在任特例を1つの方向性として見出し、3市村に持ち帰り検討を行い、最終的な意思確認を行うことといたしました。

なお、在任特例を適用する場合においても、新市の財政健全化を図る必要があること、また、住民への説明などを考える必要があることから、議員報酬の取扱いについて、小委員会としての附帯意見をつけるべきとの意見が多かったことから、あわせて3市村に持ち帰って検討することといたしました。

以上、当小委員会の報告とさせていただきます。

田岡会長：ありがとうございました。

続きまして、報告第2号 地域自治組織等小委員会経過報告を、小委員会委員長の佐藤豊治委員より報告をお願いします。

佐藤（豊）委員：皆さん、こんにちは。佐藤でございます。

報告第2号 地域自治組織等小委員会の経過報告につきましてご報告させていただきます。

本日追加配付されました1枚物の議案4ページをごらんいただきたいと思います。

まず、4月9日に厚田村議会議場で開催いたしました、第5回小委員会の開催結果についてご報告いたします。

協議事項についてですが、合併するとした場合の地域の自治的な組織の選択に当たり、地域自治区、合併特例区、地域審議会を設置及びすべてを設置しないことについて、共通委員を除く出席委員の意見を求めました。その結果、厚田村・浜益村の区域に、改正合併特例法第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区を設置することで合意いたしました。次回の小委員会において、地域自治区の設置に関する協議書案を作成することと確認しております。

次に、支所等のあり方についてですが、地域自治区を選択したことにより、支所機能等を有する事務所が必ず設置されることになりました。次回の小委員会において、支所の整備方針案を作成することとし、その方針に基づき行財政専門部会で支所の組織・機構の整備を図ることを確認しております。

続いて、4月の30日に浜益村議会議場で開催いたしました、第6回小委員会の開催結果についてご報告をいたしたいと存じます。

第5回小委員会で委員の皆様から出されました意見をとりまとめ、事務局で作成した地域自治区の設置に関する協議書案のたたき台及び支所の整備方針案をもとに協議を行いました。一例としましては、地域協議会の構成員の報酬について、「地域のまちづくりを考える委員に報酬は必要ないのではないか」という意見や、「条例に基づいて設置される審議会的なものであり、責任ある職務に対しては報酬を支払うべき」との意見が出されるなど、全体を通じて活発な議論が行われ、最終的に地域自治区の設置に関する協

議書案と支所の整備方針案を作成することができました。

これで、当小委員会に付託されました案件のすべての協議が終了したことから、第12回合併協議会において提案することとしております。

以上、前回の協議会以降開催いたしました地域自治組織等小委員会の経過報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

田岡会長：ありがとうございました。

#### 4. 協議事項

田岡会長：続きまして、前回の協議会で、行政連絡機構の取扱い、各種事務事業の取扱い（児童母子福祉関係）及び各種事務事業の取扱い（ごみ対策関係）の以上3件について、内容を修正するものとして既に確認をいただきました。事務局から修文のその内容について説明をさせていただきます。

はい、どうぞ。

長原委員：今、小委員会からのご報告がございましたけれども、この小委員会からのご報告に対して、現時点でこの協議会の中で意見を申し述べるということとはできないのでしょうか。

田岡会長：これは手続上、番外編で最終的にお話されるのは、記録にとどめるかどうかは別にして、結構ですが、基本的には付議されてから意見をするというルールになっております。

それでは、事務局の方から説明をさせていただきたいと思います。

事務局（中村）：事務局の中村です。よろしくお願いします。

前回、第10回協議会において内容について確認されておりますが、一部修正することとしておりました行政連絡機構の取扱い、児童母子福祉関係、ごみ対策関係の3件につきましてご説明いたします。

まず、議案の5ページからになります行政連絡機構の取扱いについてであります。修正箇所を7ページの個表からご説明いたします。

1.行政連絡機構として、厚田村の駐在員制度及び浜益村の連絡員制度は、「合併時現行のとおりとし、新市において制度の在り方について検討するものとする。」として修正を行っております。

次に、2.補助金等につきましても、行政連絡機構の在り方に合わせて検討する必要がありますことから、同様の修正を行っております。

これらのことから、6ページの調整の内容であります。合併時現行のとおりとし、新市において制度の在り方について検討するものとする。」と修正しております。

次に、8ページからになります児童母子福祉関係であります。11ページの4.出産祝金制度の部分を修正しております。2村で行う出産祝金制度と、新市で実施しようとする少子化対策事業とを照らし合わせ協議した結果、「新市においては、子育てに対する支援の充実や環境の整備に重点を置くこととし、本制度については合併時に廃止するものとする。」に修正しております。

このことから、9ページに戻り、調整の内容であります。修正前の文案にありました、ただし書きの部分、「ただし、出産祝金制度については、合併時に再編するものとする。」を削りまして、「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」に修正しております。

最後に、13ページからになりますごみ対策関係ですが、18ページの8.し尿収集の部分を修正しております。文案中、再編の申し入れ内容を明確にすべきとの指摘がございましたので、「収集運搬手数料に差異があることから、手数料体系の統一について、合併した年の翌年度の再編を申し入れるものとする

る。」に修正しております。

このことから、14ページに戻り、調整の内容であります。下から2行目の修正箇所のみを申し上げます。「し尿収集については、収集運搬手数料体系の統一について、合併した年の翌年度の再編を申し入れるものとする。」に修正しております。

以上、3つの協議項目の修正に伴うご説明といたします。

田岡会長：ただいまの3点が、前回ご協議をいただいた結果を修正したものでございます。既に確認事項は確認されておりますので、以上の形で修正をさせていただきたいというふうに、ぜひご理解をお願いいたします。

それでは、本日の協議に入りたいと存じます。

協議の第1号、国民健康保険事業の取扱いについて、提案説明及び資料の説明は、既に前回の最終の段階で説明を終えておりますので、直ちにご質問等を承りたいと存じます。ご意見をいただきたいと思います。

長原委員どうぞ。

長原委員：石狩市の長原でございます。

1にお尋ねしたいのですが、国民健康保険は、どの市町村においても特別会計で運営されているというふうに思います。厚田村・浜益村の1人当たり医療費ということを見ますと、やはり比較的高額になっているというふうに思います。それは高齢化率が高いということからすれば、一般論として今後も医療費の増嵩傾向が続くのは当然のことだと考えるわけでありまして。したがって、国民健康保険会計を3市村一体化することで、現在の石狩市の国民健康保険会計ということに基づいたときに、そのベースに対してはどのような影響が生じるのかということについて十分検討することが必要だと思っております。そういった検討はなされてきたでしょうか。

国民健康保険会計は、即、住民の国民健康保険税の、また保険料の負担ということにはね返る性質を持っているわけであり、現在でも石狩市の国民健康保険会計は5億円に上る累積赤字を抱え、かつまた1人当たり保険料ということ言えば、かつては全道一高かったのですが、今は全道一という状況ではありませんが、それにしても大変重い負担になっているということは事実でございます。この国民健康保険税がさらに引き下げをしなければならぬということが、できないということは財政事情がありますから言えませんが、求められている課題としては、国民健康保険税をさらに引き下げということを目指さなければならぬ課題であるということは明らかな状況にあるわけですので、そういった点を含めて、今回提案された協議の内容が、そういったことを十分精査された上での提案かどうかお尋ねをしておきたいと思っております。

田岡会長：事務局説明をお願いします。

専門部会（唐澤）：住民福祉専門部会の石狩市の唐澤と申します。私の方から、ただいまのご質問についてお答えをしたいと思いますというふうに思います。

石狩市をベースに考えたときの、この国民健康保険事業に対する影響についてお尋ねをというふうに理解をしましてお答えをしたいと思います。

3市村が合併をいたしますと、それぞれの地域での特性等もございまして、石狩市の被保険者数的には約1万7,000人程度、厚田村につきましては1,400人、浜益村では1,100人程度の被保険者数となっております。確かに3市村とも高齢化の影響というのは、今後少なからず出てくるというふうに考えてございます。しかしながら、現在の石狩市の医療費の部分については、全道的にも、21



2市町村中100番程度の高さでございますし、確かに2村につきましては全道的にも全国的にも高い医療費でございますけれども、石狩市の約1万7,000人程度の被保険者数の中に含まれたということを考えますと、それほど大きな影響はないものというふうに考えてございます。

さらに、これに係る税の負担のご質問でございますが、この部分につきましては、石狩市において平成16年度より税改定を行ってございます。さらに、今回の合併の検討をするに当たりまして、平成16年度よりの新税に基づいてそれぞれ試算をさせていただいてございますので、厚田・浜益2村につきましては、それぞれある程度の税率的にアップになる部分もございまして、不均一課税の実施ということも含め、石狩市に合わせるということで進めさせていただきたいというのが当専門部会の考え方でございます。

長原委員：やはり影響はあるということはお認めのようでございます。今回の提案によりますと、保険税、保険料については不均一課税といえますけれども、事実上は3段階に分けて、厚田村・浜益村も村民の皆さんの保険税もかなりの世帯、圧倒的な世帯といってもいいと思いますが、圧倒的な世帯でこれ値上げになるということになります。しかも、国民健康保険の一体化した姿というのは、逆に国保会計そのものにマイナス影響が考えられるということになります。そういう提案の内容になっていると思うのです。

そうなりますと、合併して国民健康保険会計、特別会計を一体化することで何もいいことないと。厚田・浜益の村民の皆さんは国保税が上がると。逆に石狩市民は、将来上がるかもしれないという要素を抱え込むと。こういう提案の内容に私には受けとめられます。こういう夢も希望もない提案の仕方でもいいのでしょうか。もう少し検討した、よく考えた提案というのはできなかったのでしょうか。

例えば、合併効果というのなら、この国民健康保険会計は特別会計ですから、特別会計の中のやりくりということを見通したときに、例えばその中で賄われている職員人件費等が相当程度減額になるとか、また経費の効率化が何らかの形で図られるとかというような試算、シミュレーションを本来すべきではないかと。そういうシミュレーションはされているのでしょうか。そういうシミュレーションがあるなら、そういった総合的な効果を、国保税、住民負担を引き上げない、ないしは引き下げるとことの財源に回すことができるのだと。これくらいの提案がないとおかしいのではないですか。

税金はどんどん上がるし、負担はどんどんふえるし、しかも会計は決してよくならないと。こういう提案の仕方でもいいのだろうか。私は大変疑問なのですが、会長はいかがでありますか。

また、現在でもこの国保会計を維持するために、3市村それぞれ基準外繰り入れということが行われているわけですが、これも現在額では非常に足りないというのは事実です。しかし、お金がないからこれ以上の繰り入れができないという現実もあるわけですが、国保会計、特別会計を運営する上での今後の一つのシミュレーション、パターンというのはつくられているのでしょうか。それによって繰入額が、今後つくられるであろう、いわゆる財政シミュレーション、2次シミュレーション、財政の2次シミュレーションにも一定の大きな影響を与えることも考えられるわけですが、そういったことを十分に試算、検討されて、今回のご提案になっているのか。また、財政シミュレーションへの反映は考えられるのか。その辺のところもあわせてお答えをいただいております。

専門部会（唐澤）：長原委員の重ねてのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険特別会計における財政のシミュレーションの部分について、試算をしているのかというお尋ねについて私の方からお答えをしたいと思います。

平成32年度までの国民健康保険特別会計におけます収支の状況について、それぞれ試算をしておりますけれども、平成16年度より石狩市の国民健康保険税を改定をさせていただいておりますが、現在

の単年度収支、さらには累積赤字等の解消、いわゆる国民健康保険会計の健全化、安定化に向けて、それぞれ税を改正をさせていただいてございますけれども、これを踏まえて、石狩市の税に不均一課税を含めて3市村合併を考えたときにどうなるかという部分を検討してございますが、平成19年度には単年度収支において一定程度の黒字に転換できるものというふうに試算をしております。

今現在の部分で、それぞれ繰入金のお話もございましたけれども、繰入金の分については、基本的に本特別会計の独自性、それぞれ独立採算制を基本的に維持しつつ、法定の繰入金を維持することで、今の改定後の税において、平成19年度には、単年度においては収支の均衡が図られるというふうに試算をしております。

清水事務局次長：事務局の清水でございます。

財政シミュレーションへの反映についてお答えさせていただきたいと思っております。

ただいま事務局の方で第2次の財政シミュレーション案を作成中でございます。その中におきましては、今提案されている国保会計のあり方、不均一課税による統合のあり方、これらを想定した形で財政シミュレーションの中で盛り込ませていただいているところでございます。

長原委員：それぞれ検討されているということについてはわかりました。しかしながら、冒頭申し上げましたように、3市村の住民にとっては住民負担はふえると。そして、一方では、それで国民健康保険会計が安定するかといえば、決して、安定というよりはむしろ不安定要素を抱えることになるというような提案のあり方というのはいかなるものかという点では、再検討を私は求めたいと思っております。

ただ、非常にそれぞれ財政の苦しい者の会計同士が一緒になった場合に、そこにどんな現象が出てくるのかということ、ある意味ではこの国民健康保険会計、特別会計が端的に示しているのかなという点も、私たちは今後の出されてくる財政シミュレーションを見る上でも十分に勘案する、1つの国保という特別会計の中で起きている現象というふうには受けとめておりますし、果たしてこの提案で市民、村民の納得が得られる提案なのかという点では大変疑問があるということは、あえて申し上げておきたいと思っております。

田岡会長：会長に答えるというので少し答えさせていただきますが、私は率直に思いますが、合併による、財政等の制度の中で、国民健康保険のような、いわゆる負担を前提に成り立つ仕組みに対して、財政的な支援はありません。したがって、これからの国民健康保険の運営の実態がすべて答えを出しているのではないかとすることを前提に、不均一課税という過渡期的な一時対応を行った上で、実際に起こり得る高齢化社会という問題をどうとらえていくかということだと思います。

そして、この国民健康保険は、実はもう皆さんご承知のとおり、ほとんど制度破綻を起こしていると言っても過言ではないほど、制度上の問題が起きておりますので、当然国においてこの問題を抜本的に、保険者をどうするのだという制度から始まる議論でありまして、ここでいい提案、だれもポケットを汚したくない提案ということは、基本的に制度上あり得ないのではないかとこのように私は思っております。

一般会計で出したら、その分は必ずどこかで違うサービスが落ちるといった仕組みだと思いますので、政策の選択の問題だと思います。それは5年後において、その実態が答えを出してくれるのではないかとこのように思います。明らかに考え方の違いが長原委員とはあるかも知れません。

神崎委員：石狩市の神崎でございます。

率直に申し上げて、この課題につきましては、先にご質問をなさいましたような物の考え方もあると思っております。確かに受ける立場からいけば、住民の担税能力の限界にあるという状況にあるやに考えます。しかし、今会長が言われましたような事情からいきますと、本当に執行する側も心痛む思い、そしてそのこ

とに、住民負担をしていく住民も心痛む思い、その中で、やっぱり現況を見きわめながらどうやって知恵を尽くしていくかということが、今日までそれぞれの地方自治体で行われてきているわけでありますから、私たちの市としては、懸命に議会の議論を積み重ねて今日の推移をたどっておりますので、本日の提案については賛成を申し上げたいというふうに思います。

田岡会長：ほかにご意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、議論が出ましたので、協議第1号の国民健康保険事業の取扱いにつきまして、原案のとおりで確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのように確認をさせていただきます。

それでは次に、協議第2号 各種事務事業の取扱い(高齢者・障害者福祉関係)について協議をいたします。

事務局(江部)：協議第2号、協議項目26-3-5、各種事務事業の取扱い(高齢者・障害者福祉関係)についてご説明いたします。主な内容を25ページからの個表で説明いたします。

1.関係団体につきましては、上段に記載している団体につきましては、新市の一体性を確保するため、合併時に統合・再編を働きかけるものとしております。中段に記載しております聴力障害者協会を含む四つの団体につきましては現行のとおりとしております。下段の身体障害者福祉協会につきましては、北海道身体障害者福祉協会の組織規程により、統合することとなります。

2.補助金等につきましても、具体の取扱いが3つの区分に分けられております。上段に記載している、ふれあい雪かき運動助成金、家族介護者ヘルパー受講支援事業助成金、身体障害者自動車運転免許取得費補助金、これら3つの補助金につきましては石狩市のみの制度であり、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

次に、高齢者・老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、石狩市手をつなぐ親の会と厚田村の心身障害者父母の会に対する補助金につきましては、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとしております。

下段の聴力障害者協会、ひまわり手輪の会、障害老人と共に歩む会、ふれあい広場タンポポのはらの各団体に対する補助金につきましては、新市においても引き続き補助が必要であることから現行のとおりとします。

26ページに移ります。

3.高齢者・障害者福祉関係事業につきましては、3市村において事業内容に多少の差異はありますが、新市において一体的なサービスを行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。ただし、高齢者等消融雪機器設置費補助事業、高齢者バスカード等交付事業、ミドルステイサービス、長寿祝金支給制度、老人憩いの家・寿の家施設管理運営事業、敬老事業、除雪サービス事業、緊急通報サービス事業、一人暮らし高齢者等安否確認事業、保養センター老人等入浴券交付事業については、現在石狩市において負担の公平性と安定的なサービス提供の確保を図る観点から、対象年齢や利用者負担などのサービスのあり方について石狩市社会福祉審議会に諮問しており、合併時における石狩市の制度が現時点で明らかになっていないために、厚田村及び浜益村の制度と比較することができないことから、合併後に新市において調整するものとします。

4.福祉施設管理事務です。いずれの施設も新市において必要であることから、総合保健福祉センター

及び老人デイサービスセンターについては、合併時に石狩市の制度に合わせることにし、高齢者生活福祉センター、特別養護老人ホーム、痴呆性高齢者グループホーム、シルバーホームにつきましては、合併時に浜益村の制度に合わせるものとします。

これらのことから、24ページに戻りまして、調整の内容は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。補助金等のうち、高齢者（老人）クラブ連合会、身体障害者福祉協会、石狩市手をつなぐ親の会、心身障害者父母の会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとし、聴力障害者協会、ひまわり手輪の会、障害老人と共に歩む会、ふれあい広場タンポポのはら補助金については、現行のとおりとする。高齢者・障害者福祉関係事業のうち、高齢者等消融雪機器設置費補助事業、高齢者バスカード等交付事業、ミドルステイサービス、長寿祝金支給制度、老人憩いの家・寿の家施設管理運営事業、敬老事業、除雪サービス事業、緊急通報サービス事業、一人暮らし高齢者等安否確認事業、保養センター老人等入浴券交付事業については、合併後に新市において調整するものとする。福祉施設管理事務のうち、高齢者生活福祉センター、特別養護老人ホーム、痴呆性高齢者グループホーム、シルバーホームについては、浜益村の制度に合わせるものとするとしております。

以上、協議第2号のご説明をさせていただきました。

なお、高齢者・障害者福祉関係につきましては、現況調書が約80ページとボリュームがありますことから、本日配付しております別紙の資料3に、参考までに3市村で独自に行っている事業について3枚にまとめ、8ページは高齢者関係、9ページは障害者関係、そして高齢者と障害者に共通している事業、そして10ページ目には、現在石狩市の社会福祉審議会に諮問している事業についてまとめております。これらの詳しい内容については現況調書でお確かめください。

それでは、よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見をいただきたいと思っております。

特にご意見はございませんか。

（なしの声）

田岡会長：それでは、協議第2号 各種事務事業の取扱い（高齢者・障害者福祉関係）について、原案のとおり確認させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

田岡会長：それでは、そのように決めさせていただきます。

次に、協議第3号 各種事務事業の取扱い（教育管理関係）について協議を行いたいと思っております。

事務局、説明を願います。

事務局（中村）：協議第3号、協議項目26-6-1、各種事務事業の取扱い（教育管理関係）についてご説明いたします。主な内容を29ページからの個表でご説明いたします。

1．一部事務組合等ではありますが、3市村とも石狩教育研修センター組合に加入しており、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとしております。

2．関係団体（公共的団体等）につきましては、上段及び中段に記載しております団体は、新市の一体性を確保するため、合併時に統合を働きかけるものとしております。下段の石狩市中学校体育連盟は、現行のとおりとしております。

30ページへ移り、3．補助金等につきましては、関係団体の取扱いと関連しておりまして、上段と中段に記載しております団体への補助は、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとしております。下段の石狩市中学校体育連盟補助金は、現行のとおりとしております。

4.教職員住宅の管理であります、新市において統一した管理を行うことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

31ページの5.カルチャーセンターの管理につきましては、石狩市において、生涯学習の推進を図る目的で、学校の余裕教室を利用し、地域住民の社会教育の場として開放している事業であります。新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

32ページへ移りまして、6.スクールバスの運行であります、石狩市と厚田村において、児童生徒の通学手段を確保するためスクールバスを運行しているところであります。学校統合等の経緯など、地域の実情に応じ実施している事業でありますので、現行のとおりとしております。

7.通学区域の設定・変更につきましては、統一した事務事業を実施していくことから、合併時に石狩市の制度に合わせますが、現在の通学区域については現行のとおりとしております。

8.その他教育管理関係事務事業につきましては、統一した事務事業を実施していくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、28ページ、調整の内容であります、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。補助金等については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。ただし、石狩市中学校体育連盟補助金については、現行のとおりとする。スクールバスの運行及び通学区域については、現行のとおりとするとしております。

以上、協議第3号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご質問いただきたいと思います。

どうぞ。

福沢委員：厚田村の福沢です。

今回提案された確認事項の中で学区の見直しとありますが、変更はしないという確認事項になっておりますけれども、本当に学区の見直しをしなくてよいのかということでご聞きをさせていただきます。

実は厚田村に、戸数は少ないですけれども、濃昼地区があります。浜益村にも濃昼地区がございます。早い時点では浜益地区に浜益村立の学校がございましたので、厚田村としてお願いをして、厚田地区の人がお世話になってきた経緯がございます。近年になりまして浜益村の学校が廃校いたしまして、最終的に浜益村の濃昼地区の生徒を厚田村がお世話する形になって、今現実はいないのだろうというふうに思っていますけれども、そういう経過をたどってきた地区でございます。

それは、今まで行政間同士の中で、父兄が何ら、父兄の了解は当然とるのでしょうけれども、手続といたしましては、行政間同士の中でずっとやられてきたから大したことはなかったのだろうと思いますけれども、今回行政が1つになったという仮定の中で考えたときに、学校を再編しないよという形でいきますと、浜益村の濃昼地区は浜益村へという形の中の線引きになるわけでございます、されば最後に、厚田村の学校の方が便利がいいということで厚田村にお願いしていたことが、今度は行政が1つで、行政の中で線引きをしているわけですから、本人がどうしても学区外通学をしたいのだという形になれば、保護者といえますか、本人が教育委員会に申請をかけるという手続になるかと思えます。そうすると、遠距離通学の問題から、いろいろな補助制度を受けられなくなるであろうという心配がございます。

そういったことをずっと考えていけば、今までの経過をたどったときに、この地区はやはり再編が、学区の変更が必要な地区ではないのかなというふうに私は考えておりますけれども、この辺の協議について、どのような経過がたどられて、学区は見直さないよという結論になっているのかお聞かせを願いたい。

専門部会（川又）：ただいまのご質問にお答えを申し上げます。私、石狩市教育委員会の川又と申します。

ただいまご質問がありました通学区域の変更についてでございます。委員仰せのように、厚田地区、さらには浜益地区等について通学区の課題があるということにつきましては、事務協議の段階においても課題として話し合われてきたところでもございます。ただし、通学区域を変更するというためには、やはり当該地区にお住まいの児童生徒、さらには保護者の方々と基本的にご説明、さらには協議を進めていかなければいけないという1つの手続もございまして、非常にデリケートな問題でもございますので、事務方としては、この合併議論の中でその方向性を出すということについては、やはりそこまで踏み出しができなかったということでございます。

ただ、合併時につきましては、現行どおりの通学区ということで原則やらせていただいて、基本的にそういう課題については早急に検討をしていかなければいけない。また、地元の方々とも協議を進めていかなければいけないということも言えるというふうに考えてございます。

田岡会長：どうですかね、その辺、ここの調整事項の文案でいかがでしょうかね。文案調整で。実質的にはケースごとによって現場への調整というのは入ると思うのですがね。学区の変更で事が足りるというよりは、ケース・バイ・ケースによって整理されていく問題なので、ここの文章の中に、さまざまな事例について対応するという形の文案を入れたら、それではダメなんでしょうかね。

福沢委員：問題が起きたらといいますか、そういった状態になったら速やかに対応すべきことだというニュアンスかと思えますけれども、そうではなくして、先ほど私が言ったように、もう既にこの地区については、行政間同士でずっとそういった経緯をたどってきた地区でございます。そうしたら、今度行政が1つになるわけですから、学区だけが残るわけですね。通学区域の。そうすると、先ほども言ったように、そこへ住まいする子供を持った保護者が、自分の力で教育委員会に学区外通学の手続をするという方向性しか残されないだろうと。そういう形が起きてきたとき。そうすると、通学区域外に遠距離の費用の負担を求めて、行政が、はいわかりましたという形をとれるか。非常に難しいであろうと思います。

そういったことを考え合わすならば、今までの実態をずっと見たときに、どうして合併のときに変えることができないのか。父兄と、住民と、この部分でなくても、いろいろ協議したやつは、住民と接して理解をもらう協議がこれからの結論になると思いますけれども、その努力をしないというのは私はおかしいのではないのかなと。やっぱりこの地区は、そういったことをきちっと見てやらなければ、あそこへ住みたいなと思っても、学校は浜益村ですよ。厚田村へ行くのだったら自分で行って、自分のお金で行きなさいという制度を残すという形になる可能性の方が強いとするならば、やっぱり合併のときに議論をして、こういう形はどうですかというのを、ちゃんと合併の中の条件の1つとして地区の理解ももらうという努力が至当なやり方ではなからうかなと私は思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

田岡会長：ほかにご意見ございませんか、今の問題について。

どうぞ。

堀委員：石狩市の堀と言います。

今のお話を聞いていますと、今既に問題が発生しているのだというふうに思いますので、こういうことというのは当事者が本当に問題になってくると思うので、当事者間でそういう話し合いがされていないのかどうか。今そういうことが取り組まれていないのかどうかということがすごい問題なのではないかというふうに思います。これ合併するしないにかかわらず、今取り組まれているかどうかということが一番大きな問題かなというふうに感じました。

田岡会長：今、行政界が違うから、行政界が一緒になったときにという前提なのでしょうけれども、今はどうなのですか、この問題。

牧野副会長：今いないのさ。

田岡会長：今はないの。それぞれの自治体ごとに話をつけているわけですね。

牧野副会長：子供がいないんだ。

田岡会長：いないの、ちょっと川又君、答えて。

専門部会（川又）：状況をご説明します。今の通学区の問題につきましては、浜益村濃昼地区と厚田村の濃昼地区の子供たちの件だと思いますけれども、浜益村の濃昼地区の子供たちが厚田小学校の方に区域外の通学をしているという状況でございます。基本的に合併時点で通学区域を変えないとしても、基本的に厚田小学校に通学できないということにはならないかと思えます。やはり、これは手続上の、市町村間の手続から、あくまでも市内におきます通学区域の変更といいますが、区域外通学の許可申請を本人から出していただくということによりまして、その状況は維持をしていけるものというふうに考えてございませし、現在も厚田教育委員会でスクールバスを使いまして厚田小学校に送迎をしておりますので、基本的にスクールバスの運行につきましても現行どおり行うというふうに整備をさせていただいておりますので、基本的にその当該地区におられる子供さん、さらにご父兄には、区域を変えなくても不便はないものというふうに考えてございます。

なお、その地区について、やはり区域を改めるべきだというふうな協議がこの場で行われるのであれば、それも1つというふうに事務方としては考えてございます。

田岡会長：どうぞ。

福沢委員：今の答弁、お聞きになられたと思うのですが、今現在は行政間が違うから当然学校も違っているのですけれども、その中で行政同士のやりとりといいますが、行政が挟まってやっているからできるのであって、学区外通学をしたときに、スクールバスで対応してあげますよ。学区外通学を希望した人にやりますよという形を認めますか、バス代を出しますかということ。私の言うのは、違うでしょう、そんなものを認めていいたら、あちこち大変なことになるのではないの。だから、今やっている形をきちっと直してあげなかったら、行政が1つになって学区を決めてしまっているのだから、今の形をそのまま引き受けられるという答弁は、私は成り立たないのではないのかなと。変化するのではないのかなと。ほかの方へ逆に波及するのではないのかなという気がするのですけれども、違いますでしょうか。

田岡会長：それは具体的にはどういうことですか。学校をどうすればいいのですかね。その対案として。

福沢委員：今お金がかかっているでしょう。結局、スクールバスでお迎えをしたりする経費の一部というのは、そういう状態が起きたら、その人の分について浜益村から厚田村が幾らか負担をしていただくということ。

田岡会長：スクールバスのお金を負担するというのですか。

福沢委員：だから、行政が1つになって。

牧野副会長：かつてはそういう受委託の関係でやりとりをやったことがあるのですよ。ですけれども、それはちょっとおかしいのではないかとということで、今浜益村に生徒はいなくなりましたがけれども、その受委託は行政間同士ではないということで、今はお金のやりとりはないはずで。

ですから、今問題になっているのは、行政区があつての川を挟んで浜益村と厚田村ですから、通学区域は当然、浜益村は浜益の通学区になりますし、厚田村は厚田なのですけれども、その間で浜益村が小学校を廃校してしまいましたので、今そういう問題が起きているのですけれども、今ご質問のように、いわゆる遠

距離通学費だとか、本人に戻る不利益という部分は、それはないだろうと。問題はないと思うのです。ただ通学区の扱いをどうするかだけの話であって、ですからこれがお互い、1つの今度行政ですから、今までは厚田村・浜益村の話し合いの中で、うちのスクールバスに乗せていいですよ、学校に来ていいですよということでやっていましたけれども、今子供がいなくなったものですから、うちの子供だけなのですね。ですから、これらはそのまま1つの行政ですから、継続していくことによって、通学区域そのもので弊害が起きるといふことはないというふうには私は思っていますけれども。

ただ、扱いをどうするかということは、それは問題は残ると思います。これはその中で、さっき事務局から答弁していますけれども、合併後の中で調整が必要であれば図っていくという必要が、その方がいいのではないのかなという感じはしますけれども。

(発言する者あり)

牧野副会長：ごめんなさい、1人来ているのだそうです。厚田中学校へ浜益から1名来ているのだそうです、現在。

田岡会長：どうですか、この学区を変えるというのは非常に、合併なんかにおいて1つの地域の中に川を挟んで右と左が違う自治体だったのが、まさに1つの自治体になったときに、極めて合理的なといえますか、そういう整理というのは恐らく必要だと思うのです。ただ、地域の人たちの意見を聞かないと合併協議会の意見がまとまらないという問題とは、いささかちょっとデリケートな問題だけに、異にするので、どうでしょうか、原則現行どおりとするが、そういったレアな問題については合併時において再編するとか、問題に対処するという文言整理と、今事務局の方からそれやの説明もされておりますので、原則現行のどおりとして、そういった対応を図るのだという文章整理でいかがでしょうか。

ほかにご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

鈴木委員：今の厚田村の方の話ですけれども、将来南にも起こり得る話ですので、当然今会長の言われたようなことが大事だと私は思います。

田岡会長：そうですね、トーマンの団地も同じような、八幡小学校との問題が起きてくると思いますので。ちょっと具体的な取扱いのところ、その辺の文章を整理させていただいて、それで中身をこのままという形で。

ほかにご意見ございますでしょうか。

長原委員：別な話でいいのですよね。

田岡会長：ええ、結構です。

長原委員：この学校教育関係に当たって、学校改修がこの先必要な学校の状況、またそれにかかわる見積もり予算額と。また、それぞれ教員住宅というのを持っているのですが、この教員住宅も、相当老朽化してきている教員住宅というのが目立ちます。石狩市もそうです。それらを、どの程度があって、今後どの程度の改修を予定される、またそれにかかわる財政経費はどの程度と試算しているか。そういうデータがありましたら、この際お尋ねをしておきたいと思います。

清水事務局次長：今のご質問について事務局の方からお答えさせていただきます。

これは、ここの制度のところではなく、新市建設計画、財政計画の中で、こういった学校の改修または新築、それから教員住宅等についても、ハード事業の中で見ていく。それを今組み立てている最中でございまして、次回の小委員会にはそういうものの検討をさせていただく形になろうかと考えているところです。



長原委員：はい、わかりました。

合併特例債というのは、学校教育関係の学校改修等にも充てることは可能なのですか。それだけちょっとお尋ねしておきたいと思います。

清水事務局次長：可能でございます。

田岡会長：そのほかにご意見ございませんか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、ないようですので、協議第3号の各種事務事業の取扱い(教育管理関係)につきまして、一部修正するというところで、原案のとおり確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

次に、協議第4号 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)について協議を行いたいと思います。

事務局(江部)：協議第4号、協議項目26-6-3、各種事務事業の取扱い(学校教育関係)についてご説明いたします。主な内容を35ページの個表で説明いたします。

1. 遠距離通学費補助につきましては、3市村の補助内容は異なりますが、道路事情や気象条件を考慮し、現行のとおりとします。

2. 補助金等につきましては、奨学金支給事業は石狩市のみの制度であり、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

3. その他学校教育関係事業につきましては、新市において等しく教育を行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

これらのことから、34ページに戻りまして、調整の内容は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、遠距離通学費補助については、現行のとおりととしております。

以上、協議第4号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見ございますか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、ご意見ございませんようですので、原案のとおり確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおりにさせていただきます。

次に、協議第5号 各種事務事業の取扱い(社会教育・スポーツ関係)について協議をいたします。

事務局(中村)：協議第5号、協議項目26-6-4、各種事務事業の取扱い(社会教育・スポーツ関係)についてご説明いたします。主な内容を38ページからの個表でご説明いたします。

1. 関係団体(公共的団体等)であります。上段に記載している団体は類似する団体でありますので、新市の一体性を確保するため、合併時に統合・再編を働きかけるものとしております。下段に記載している石狩市子ども会育成連絡協議会を初めとする五つの団体につきましては、現行のとおりととしております。

2. 補助金等につきましては、上段に記載しております。石狩市で実施する2つの補助制度であります。1つは、自主的、主体的な芸術文化活動を支援する目的の芸術文化振興奨励補助金、2つ目の、全国や全道レベルで開催されるスポーツ大会の参加経費を助成するスポーツ大会参加費助成金につきましては、新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

中段に記載しております団体への補助金につきましては、新市においても必要であることから、団体の

統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとしております。

下段に記載しております団体への補助金につきましては、現行のとおりとしております。

39ページになりまして、3.社会教育施設の管理につきましては、石狩市と厚田村で7施設が対象となっており、これらの施設については、新市において統一した管理運営が必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。ただし、使用料などの利用条件等については、現行のとおりとしております。

4.スキー場の管理につきましては、厚田村と浜益村にそれぞれスキー場があります。2村においては、地域資源を活用し、交流の場としてスポーツ振興や教育の振興を図っているところでございます。合併時は現行のとおりとしますが、新市においてあり方を含め取扱いを検討するものとしております。

40ページへ移りまして、5.その他スポーツ施設の管理につきましては、3市村の7施設が対象となっており、これらの施設は新市において統一した管理運営が必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。ただし、厚田村山村スポーツセンターにつきましては、現在使用料が無料となっておりますので、有料化を検討することとし、そのほかの施設の利用条件等については現行のとおりとしております。

6.学校体育施設の開放事業につきましては、3市村において体育館、グラウンドなど、学校教育に支障のない範囲内で学校施設を開放しております。新市において統一的に事業を行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。ただし、使用料などの利用条件等については、現行のとおりとしております。

7.表彰につきましては、石狩市及び浜益村において社会教育に関する表彰制度があります。功績を認め表彰を行うことは新市においても重要なことではありますが、2市村における表彰の内容等に差異があることから、合併後に速やかに再編し、制度化を図るものとしております。

8.その他社会教育、スポーツ関係事務事業につきましては、社会教育委員、体育指導委員に関する事務や成人式、文化祭などの事業がございますが、新市においても必要な事務事業であり、引き続き実施していくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、37ページ、調整の内容であります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。スキー場の管理については、現行のとおりとし、新市において在り方を含め取扱いを検討するものとする。社会教育施設、その他スポーツ施設の管理のうち、現在無料である厚田村山村スポーツセンターについては、有料化を検討することとし、その他の施設の利用条件等については、現行のとおりとする。表彰については、合併後に速やかに再編し、制度化を図るものとする。学校体育施設の開放事業のうち、利用条件等については、現行のとおりとするとしております。

以上、協議第5号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見をいただきたいと思えます。

はい、どうぞ。

長原委員：よろしいですか。

簡単な話なのですが、ここで、初めに表彰についてなのですが、合併後に速やかに再編と、速やかというのがついているのですよね。読むといっぱいいろいろ、再編とか出てくるのですが、速やかと出てきたのは初めてではないかと思うのだけれども、どう違うのですか。速やかというのはどれぐらいの期間を言うのですか。また、合併後再編という用語とはどの程度違うのですか。

この際ですから申し上げておきたいのですが、この合併協議会の協議書が市民の皆さん、その他に公表

していくときに、これ用語解説が必要だと思うのですよ。速やかに再編というのは1年以内だとか、再編というのは2年ぐらいをおおむね考えているのだとか、再検討というのはこういうことだとか、用語解説をつけなかったら、これもいろいろな用語が錯綜していますが、行政用語でわからないと思いますよ。用語解説もこの際市民に配布するときはつけるということもお約束をいただいておりますが、どうでしょうか。

清水事務局次長：速やかにという形の表現についてでございますが、第9回のときの表彰の関係がございまして、行政庶務関係、協議第3号になりますけれども、そちらの方で使わせていただきまして、その速やかにという意味合いについてもご説明したところでございます。その際ご説明した内容としましては、これらにつきましては、やはり住民に関心の高いものでございますので、合併後できるだけ早く、その諸規定を直さなければならぬ。そうしなければ、1年の間に、時間がたってしまうと、表彰を受けられる方々が漏れてしまう可能性がある。そういうことをなくするために速やかにという言葉をつけさせていただいたとご説明したところでございますので、再度ご了解願います。

田岡会長：ほかにございますか。

用語解説は1回つけたような気がするのですけれども、どうでした。

(発言する者あり)

田岡会長：つけてない。そうか。つけると言ったのかもわかりませんが、わかりました。

確かに再編するとか、なかなか一般の言葉としてどういうふうに読めばいいのかというのは、よく検討させていただきます。

そのほかにご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

福沢委員：今説明の中で学校体育館の部分で、石狩市が1時間につき500円という有料になっている形の中で、調書を見ても厚田村と浜益村は無料であると。これらを、利用条件というのは、使用料も含めた形ですと現行のままがいいよという理解で確認させてもらって結構なのですね。

田岡会長：今事務局、そういうふうに説明していたようですよ。利用料も含めてというふうにして今説明をしました。文字に入っていないので、ちょっと意味がわからないから、むしろそれを加えさせていただきました。ただし、期間というものは、ここで特定した形にはしておりませんので、新市後において一定の期間を置いたら、この議論というのもまた新市において調整されるものだというふうには思っております。ただ私、本当に率直に申し上げますと、石狩市における学校体育館と厚田村・浜益村における学校体育館が、他の代替施設等も含めて同じ条件かということに十分考えながらやっていかなくてはならないというふうには思っております。

そのほかにごございませんか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、協議第5号の各種事務事業の取扱い(社会教育・スポーツ関係)について、原案のとおり確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり決めさせていただきます。

次に、協議第6号 一部事務組合の取扱いについて協議をいたします。

事務局(中村)：協議第6号、協議項目15、一部事務組合等の取扱いについてご説明いたします。主な内容を44ページの総括表で説明いたします。

本協議項目の一部事務組合等につきましては、これまでの協議の中で既に協議が終了しているものと未協議のものが混在している状況となっておりますので、総括表におきましては、その2つに分け記載しており、すべての取扱いを含めた調整の内容についてご協議いただくこととしております。

1. 本協議項目において協議する一部事務組合等としまして、石狩西部広域水道企業団を初めとし、先ほど協議第3号 教育管理関係で確認されました石狩教育研修センター組合を含めまして7団体がございます。石狩西部広域水道企業団につきましては石狩市のみ加入しており、新市においても必要であることから、引き続き加入するものとしております。中段に記載しております札幌広域圏組合を初めとする4団体につきましては、3市村とも同一組織に加入しており、新市においても必要であることから、引き続き加入するものとしております。下段の北海道市町村総合事務組合を含む2団体につきましては、厚田村及び浜益村において加入しておりますが、新市においては公務災害に係る事務を条例に基づき処理することから、加入しないものとしております。

2. 各種事務事業の取扱いの中で協議が終了している一部事務組合等といたしまして、石狩湾新港管理組合を初めとする5つの団体の取扱いにつきまして、過去の協議において確認いたしました内容を記載しております。

これらのことから、調整の内容は、北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、石狩地区介護認定審査会を除く一部事務組合等については、新市において引き続き加入するものとする。北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合については、新市において加入しないものとし、石狩地区介護認定審査会については、新市において新しい審査会を設置するものとするとしております。

以上、協議第6号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見ございますか。

(なしの声)

田岡会長：ないようですので、協議第6号の一部事務組合の取扱いについては、原案のとおりで確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり確認させていただきます。

引き続き、協議第7号 公社・第三セクター等の取扱いについて協議をいたします。

事務局(中村)：協議第7号、協議項目25、公社・第三セクター等の取扱いについてご説明いたします。主な内容を47ページの総括表で説明いたします。

本協議項目の公社・第三セクター等につきましては、これまでの協議の中で既に協議が終了しているものと未協議のものが混在している状況となっておりますので、総括表におきましては、その2つに分け記載しており、すべての取扱いを含めた調整の内容についてご協議いただくこととしております。

1. 本協議項目において協議する公社・第三セクター等としまして、石狩市及び厚田村の公務サービス株式会社の取扱いであります。地方自治法の改正に伴い指定管理者制度が創設されたことにより、今後の業務委託のあり方、また会社そのもののあり方につきましても十分な検討が必要であると判断しておりますとともに、それに伴いまして社員の身分の取扱いなど、検討に相当な時間を要するものと思われることから現行のとおりとし、合併後に新市において統廃合等の働きかけなどについて検討するものとしております。

2. 各種事務事業の取扱いの中で協議が終了している公社・第三セクター等といたしまして、株式会社

石狩振興公社、石狩市及び厚田村の土地開発公社の取扱いにつきまして、過去の協議において確認いたしました内容を記載しております。

これらのことから、調整の内容は、石狩市公務サービス株式会社及び厚田村公務サービス株式会社については、現行のとおりとし、合併後に新市において統廃合等の働きかけなどについて検討するものとする。株式会社石狩振興公社については、現行のとおりとする。石狩市土地開発公社は、合併時までには債権債務を厚田村土地開発公社から引き継ぎ、厚田村土地開発公社は解散するものとするとしております。

以上、協議第7号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご質問いただきたいと思います。

ございませんか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、ご質問がないようですので、協議第7号 公社・第三セクターの取扱いについて、原案のとおり確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり取り進めさせていただきます。

ここで5分間ぐらい休憩させていただきたいと思います。

(休憩)

田岡会長：それでは、再開させていただきます。

次に、協議第8号 各種事務事業の取扱い(上水道関係)について協議をいたします。

事務局から説明いたします。

事務局(江部)：協議第8号、協議項目26-5-6、各種事務事業の取扱い(上水道関係)についてご説明いたします。主な内容を50ページからの個表で説明いたします。

1.給水事業につきましては、合併時には厚田村及び浜益村の簡易水道事業の特別会計を1つに統合し、石狩市の水道事業の企業会計と2つの会計が存在することとなります。合併後おおむね5年で、この2つの会計を1つの企業会計による水道事業に統合するものとしします。

2.補助金等につきましては、石狩市において給水装置を新設する者に対しての補助制度がありますが、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしします。

次に、51ページ、52ページに記載しております3の使用料等につきましては、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしします。ただし、水道料金については、新市における水道料金負担の公平を図る必要があることから、料金格差を考慮して段階的な調整を行うこととし、合併後おおむね5年をめぐりに石狩市の料金体系に合わせるものとしします。

53ページに移りまして、4.財政・事業計画事務につきましては、石狩市の水道事業と厚田村及び浜益村の特別会計を統合した簡易水道事業が併存することから、これに関連する財政計画や事業計画などについては、会計を統合する時点において水道事業に合わせるものとしております。

5.その他水道関係事務については、新市において引き続き事務を行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしします。

これらのことから、49ページに戻りまして、調整の内容は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。給水事業については、合併時には厚田村及び浜益村の特別会計を1つに統合し、石狩市の企業会計と2つの会計とする。合併後おおむね5年で、2つの会計を1つの企業会計による水道事業に統合するものとする。使用料等のうち水道料金については段階的な調整を行い、合併後おおむね5年をめぐりに石狩市

の料金体系に合わせるものとし、財政・事業計画事務については、会計を統合する時点において水道事業に合わせるものとするとしております。

議案の説明は以上であります。引き続き、別紙の資料集の12ページからになります上水道関係資料について、専門部会の職員よりご説明いたします。

専門部会（小林）：建設水道専門部会の厚田村の小林と申します。よろしくお願い申し上げます。

それでは私の方から、お配りしました資料の内容につきましてご説明申し上げたいと思います。ページで12ページでございます。

この資料は、3市村における水道事業及び簡易水道事業の現況と、合併する場合の課題、それから合併した場合の事業の考え方及び合併後の姿について基本的な事項をまとめたものでございます。詳細について、内容について詳しくご説明申し上げたいと思います。

まず1ページ目の、1でございます。3市村における水道事業であります、(1)の施設の概要であります、給水人口や職員数につきましては平成14年度の数値となっております。また、水源であります、石狩市は暫定水源である地下水と、それから札幌市からの受水で賅っている次第でございます。また、厚田村・浜益村におきましては、河川の表流水を使っております。

次に、給水人口の関係でございますけれども、給水人口で簡易水道と上水道との区別にまず触れたいと思います。まず、5,001人以上につきましては、水道法第3条第2項の規定する水道事業ということでございます。5,000人未満につきましては、同法の同条第3項に規定する簡易水道ということで区別をしているものでございます。当然石狩市におきましては5,001人以上であるので水道事業、厚田・浜益村につきましては5,000人未満のために簡易水道ということになります。

次に、(2)の水道料金であります、3市村、料金算定方法に大きな差異がございます。石狩市は逓増従量制料金体系を採用しております。これは一定量を超えると超過料金が段階的に高くなっていくという仕組みでございます。一方、厚田村は単一従量制料金体系で、使用量が多くなっても超過料金につきましては一定の額でございます。また、浜益村は用途別料金体系で、使用者の用途によって料金を定めているものでございます。料金体系につきましては、参考としまして下段の方にあります。また、内容につきましては個表の51ページでございます。参考にしていただきたいと思います。また、3市の一般家庭における基本料金及び超過料金については、枠内の記載のとおりでございます。

2ページ目の(3)は、モデルケースとして3市村の料金体系を平均的使用水量をもとに比較したもので、一般家庭の場合は石狩市が最も安く、大口になれば逆に高くなるものでございます。特に、100ミリの口径のメーターで比較しますと、厚田村・浜益村の現行料金と比較して、約2から3倍程度の格差になるものでございます。

次に、(4)の経営状況であります、水道事業と簡易水道事業と事業が異なることから、当然経営形態も大きく異なります。石狩市は水道事業のため、公営企業法第2条の規定を受けまして、会計の独立採算制で経営をしているということでございます。一方、厚田村・浜益村は簡易水道事業のため、官公庁会計方式、すなわち特別会計により経営しております。また、収支の不足を生じた場合においては、一般会計繰り入れに依存した経営形態となっているものでございます。

企業会計と特別会計の差異については下段の方に参考として記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

3ページ目でございますけれども、3市村の平成12年度から14年度の収支状況の推移をグラフにしたもので、石狩市は企業会計のため現在高ということになります。一方、厚田村・浜益村については特別

会計でございますので、翌年度へ繰り越す金額ということで示したものでございます。また、繰り入れについては、基準内と、それから基準外ということでありますけれども、基準内につきましては公債費の償還の2分の1、及び簡水の特例でございますけれども、高料金対策費としまして、資本に係る供給原価の基準額を超える場合、その超えた原価の2分の1をそれぞれ交付税措置されるもので、当然基準外は交付税措置のないものということになります。

次に、大きな2でございます。合併する場合の課題であります、(1)の会計及び事業の統一につきましては、3市村それぞれ事業形態に応じた会計処理を行っておりますが、合併後の新市の行政区域は、地理的要因からスケールメリット的な経営効率というのは困難と考えております。したがって、経営経費の軽減を図るべく、効率的運営には、まず会計及び事業をともに統一しまして、事務経費を軽減させることが最も必要と考え、そのことによりましてサービスの向上に向けた考え方が必要不可欠ではないかということととらえているものでございます。

(2)の水道料金の統一とありますが、統合で石狩市の料金体系にした場合、小口径需要者は若干安くなりますけれども、大口径需要者は、先ほど申し上げましたとおり2から3倍程度負担が大きくなります。これは、超過料金が一定水量増すごとに段階的に高くなる逦増従量制料金体系によるもので、これの解消を図るべき対応策が課題とされておりました。また、負担が大きくなると予想される厚田村・浜益村の需要者の数については、枠内に記載のとおりでございます。

次に大きい3、合併する場合の水道事業の考え方ですが、(1)では会計及び事業の統一について、内容は右側の枠内に記載しておりますが、詳しく申し上げますと、厚田村は下水道関連で進めておりました水量の増量事業が完了しております。石狩市は西部広域事業団との事業、また浜益村においては老朽管の布設替え並びに浄水場の改築と、それぞれ計画されているところでございます。これらについては、合併後新市において、新市建設計画に基づいて計画的に進められるものと考えております。

また、新市水道事業は、財政支援制度としての合併特例債などの対策事業が見込めないことや、新市の行政区域は、先ほど申し上げましたとおり地理的要因からスケールメリット的な事業運営の効率化を図ることには困難な状況にもございます。そうしたことから、合併効果に期するには、事業全部を統合し、維持管理体制の効率化を図ることなどの合理化が特に必要と考えております。

また、厚生労働省によりますと、合併後速やかに事務事業の統合を求めていますところでございます。しかし、水道事業を統合するには、事業認可の変更、また、現在厚田村・浜益村の簡易水道に対しては高料金対策等の高額な補助制度がございます。また、あわせて過疎債の適用等、これらの豊富な優遇メニューによる財政メリットもあるのも現実でございます。これらを勘案し、新市における浜益村水道事業の改修期間を考慮し、下段に示してありますが、合併時5年間程度は水道事業と簡易水道事業を混在させ、おおむね5年後に統一することが得策ということでございます。

次に、(2)でございます。水道料金の統一であります、水道料金は一定期間、すなわち料金格差是正期間、おおむね5年間程度を経て石狩市の料金体系に統一することで調整しているものでございます。水道料金につきましては、水道法第14条第2項第1号の規定で、水道事業は公益事業としての特性にかんがみ、地域的独占経営が許容されているものですから、公正妥当なものでなければならないという当然の原則とされているところでございます。

また、地方公営企業法第21条第2項では、料金は公正妥当なものでなければならず、かつ効率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な運営を確保できるものでなければならないと規定されているところでございます。

水道料金は、能率的な経営のもとにおける水の供給に要する適正な原価を基準とした原価主義に基づき、公正妥当を前提に決定すべきものであるとなっており、また、一体性の観点から、新市における需要者相互間の負担の公平を図ることも重要ととらえているものでございます。しかし、石狩市の料金体系に統合した場合、厚田村・浜益村の、口径で言う20ミリ以下の小口径需要者は負担が軽減されますが、25ミリ以上の大口径需要者につきましては、逡増従量制と単一従量制の異なる料金体系から、急激な負担となります。そうしたことから、厚田村・浜益村の大口径需要者の急激な負担増を緩和する措置が必要との観点から、簡易水道事業は合併時、浜益村は厚田村の料金体系に統合し、事業認可に必要なとなる5年間を是正期間として、小口径需要者を段階的に下げる一方、大口径需要者を3回程度段階的に上げる時限措置を講じ、合併5年後に石狩市の料金体系に統一することにしております。

また、この場合、安易に負担だけを少なくすることは、コストを無視した料金規定になり、将来的には維持管理費の高騰等で経営収支が極めて厳しくなることが想定される場所であり、ひいては逆に大幅な料金改定が必要となってきます。したがって、料金設定に当たっては、水道事業者が公益事業者となすべき営業上の費用に健全経営を維持するために必要な費用を含め算定した総括原価のもとに、需要者に配分する料金体系でなければならないものと考えているものでございます。

水道料金の経年変化のグラフでありますけれども、左側の一般家庭用、すなわち小口径、右側は大口径で、合併後5年間に3回改定し、料金統一をイメージしたものでございます。

次に、大きい4でございますけれども、合併後の姿についてでございます。まず、施設面であります。さきに説明しましたが、新市水道事業は財政支援制度としての合併特例債などの対策事業が見込めないことや、新市行政区域は、地理的要因からスケールメリット的な事業経営の効率化を図ることは困難な状況にありますので、事業を早期に統合し、維持管理体制の効率化を図ることが最も必要と考えているものでございます。

経営面では、水道事業、簡易水道事業、並びに料金の推移のグラフで示しているとおりで、事業統合前、統合後においても、収支バランスに大きな変動もなく、収支均衡が保たれるものと見込んでおります。

以上が、3市における水道事業の状況並びに合併後の状況でございます。よろしくご審議ください。ありがとうございました。

田岡会長：ご質問どうぞ。

長原委員：石狩市の長原でございます。

ただいまご説明をいただきまして、おおむねわかりました。厚田村と浜益村の水道事業会計の比較をさせていただきますと、給水人口がそんなに変わらないのに、総収益という点で言うと、厚田村の総収益の方がかなり上回っていると。これ恐らく大口径の事業者さんが多いのかなという気もするのですが、その辺の現状はどうなっていますか。

これを1つの、2つを1つにあわせた簡易水道事業会計にすると、こういう提案のようですが、グラフを見ますと、その際の料金体系は、低い方の浜益村の料金に合わせるようになるのでしょうか。厚田と浜益との関係で言うとそういうことになるのだらうと思いますが、そのことがこの協議書では全然書かれていないと。石狩市への5年後の料金体系のことが記述されていますが、当面の1つの簡易水道事業をつくったときの料金体系については全く触れられていないということになりますと、ちょっとこれは片手落ちになるので、そのことの記述は必要かなというふうに思いますが、どうなのでしょう。

それと、浜益村の有収率がどこかの資料に出ていたと思うのですが、ものすごい低くて、46くらいだったのでしょうか。資料によりますと46.3という数字が出ていますが、有収率46ということは、施設



の相当な老朽化ということがここから読み取れるわけで、これを全面改修し、90を超えるような有収率にするということになると、相当程度の改善費用ということが考えられるわけで、今の説明にもありましたが、その総額工事費用というのはどの程度が見込まれているのか、この際お示しをいただきたい。

それも過疎債等を利用するということですが、企業会計に一体化する場合に、それはすべて完了しておくことが必要だと思います。それと、企業会計に果たして一体化することが、5年後、いいことなのかという疑問もあります。むしろ簡易水道事業は、これまでの繰入額の推移等を見ましても、1つのまちに企業会計と簡易水道事業会計が両方あると。存在するという点については、特別不思議なことではないわけですから、これ5年後にあえて企業会計に統一することを目指すということではなくて、料金体系を統一するのはいいかと思いますが、会計としては簡易水道事業会計をそのまま継続して残しておくというの方が、むしろ全体の水道事業を見ていく上では大変合理的なことになるのではないかなと私は感じるのですが、どうなのでしょう。

それから、なぜそういうことを申し上げるかという点、はっきり言って簡易水道事業の運営は余り効率的にはなかなかならないのではないかと。まちづくりの距離的なことを考えますと、この簡易水道事業を維持するためには、例えば新市になって、石狩市の水道事業者が維持管理のためにしょっちゅう出かけていくということには、多分難しいのではないかと。そうしますと、当然支所等に一定の管理的な職員を常に常駐させておかなければならないという状況等も生まれるのではないだろうか。そういう意味では、必ずしも効率のいい運営ということにはならないわけで、そういった点も考慮しますと、簡易水道ということを残して、その会計のあり方ということをもっと十分明白にして、明白といいますか、わかりやすくしておく。そうしませんと、これが一体化ということの中で、逆に水道企業会計に一定の影響を与えることで、水道料金にはね返るといふことの懸念もされるわけですから、そういうことを主張しているわけですが、その辺の考え方が、どのように考えて提案をされているかお尋ねをしておきたいと思います。

専門部会（小林）：ご質問が幾つかございましたのですけれども、最初の質問の2つについては私の方からご説明申し上げたいと思います。

まず、浜益村と厚田村の人口が似たような状態でありまして、それによって収益が差があるということでございますけれども、厚田村の場合を申し上げますと、まず大口径の事業者が多いということ、これが1点ございます。それと、それに基づいての使用水量もかなり広範に上がっているものと。それからもう一点は、料金体系が浜益村と厚田村では厚田村の方がかなり料金体系が高いという状況にございます。

これ2番目の問題ともかみ合うわけでございますけれども、2番目の問題としましては、浜益村と厚田村の簡水が統合するという点でございます。この場合の料金体系をどちらの料金体系を使うかということでございますけれども、これにつきましては厚田村の料金体系に合併時合わせるということでございます。

専門部会（伊藤）：それでは、私の方から2番目及び3番目の部分についてご説明をさせていただきます。建設水道専門部会、上水道分科会の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

浜益村におけます改修工事の費用ということでございますが、これにつきましては、合併後に実施される水道施設の概要につきましては、平成21年をめぐりに、老朽化した石綿管等の布設替え工事や浄水場の整備を行うものでございます。おおむね工事費につきましては11億3,000万円程度を見込んでいます。

それから、それに伴いまして、3番目でございますが、過疎債等の関係でございますが、これらの部分につきましては、補助金等や簡易水道債並びに過疎債の概要についてでございますが、浜益村における水

道施設整備につきましては、補助対象経費の10分の4が簡易水道補助金として見込まれているほか、事業費全体から簡易水道補助金を除いた額のおおむね半分程度が、過疎債から簡易水道債に充てるということによりまして、これらの過疎債の70%、簡易水道債の50%がおおむね地方交付税として見込めるといふことなのでございます。

それから3番目の、簡易水道の部分につきましては、合併後5年について、これを残すということについてでございますが、新市におけます水道事業の行政につきましては、将来の市民福祉の普遍化を図るといふこと等から、水道事業と簡易水道事業を一本化して運営することが公平かつ公正であるといふことや、厚生労働省等が、市町村合併の際、水道事業は速やかに統合することが望ましいとの考え方を示していることや、先進地の事例等も見ますと、3年及び5年で統合しているといふようなことの状態も踏まえまして、この措置はおおむね合併後5年までの時限的な措置といふことで考えているところでございます。

よろしくご審議お願いいたします。

長原委員：私が申し上げました点でお答えが抜けている点は、合併協議書の調書の記述に、厚田村・浜益村どっちに統合するのかという記述が全然ないですよ。書いておかないとまずいのではないのでしょうか。

それから、資料集の17ページの、水道料金の統一という項がありまして、そこにグラフがあるのですが、この水道料金の経年変化というグラフを見ますと、現在と平成17年度の比較で言うと、厚田村・浜益村のグラフは17年度では同じ高さになります。3,600円くらいでしょうか。現在が厚田さんが4,000円の上を出ているわけですから、17年度でこれが厚田村が浜益村と同じ位置に来るといふことは、今の説明とは反対で、浜益村の料金に合わせるということになりませんか、この表からすると。私はこの表を見てそのように理解しているのですが、今のご説明ですと厚田村に合わせるということの話ですけれども、厚田村に料金体系を合わせるということになりますと、逆に浜益村さんの一般住民、一般口径で言いますと、これ大変な値上がりになるわけですよ。上がってしまうのですよ。

この合併協議、国保のところでも申し上げましたが、もうかなり住民負担がどんどん、どんどん増加すると。あれもこれも。国保も上がりますよね。介護保険料も上がります。そしてまた水道料金も、厚田村さんは変わらないにしても浜益村さんは当面、直ちにこれ値上げになると。こういう姿をつくることが本当にいいのかと、私、大変疑問です。それはもう、いろいろなほかの項目にも言えるわけですが、それを言いますと、またすぐ田岡市長は、負担の公平を考えないとだめなのだと、財政の効率を考えないと、すぐ反論しますので、そのことを覚悟の上であえて申し上げますけれども、こういうあり方がいいのかといふことは大変疑問でして、できればこれは簡易水道事業を一本化する際には、料金体系は安い方に、つまり浜益村に統一するといふのが本来の提案でなければならぬのではないかといふふうに思います。

また、企業会計にこれから一本化することで、5年後、石狩市水道企業会計に一定のマイナス影響といひますか、料金改定につながるような影響といふのが生まれるように私には見えるのですけれども、そういった懸念は持たなくてよろしいのでしょうか。いま一度説明をいただいております。

また、11億円の改修費用といふことで言われましたが、これは水道ですから、もうどうしてもこれは改修なくちゃいけないわけで、当然やらなければいけない事業だと思っておりますけれども、それにしても大きな額だなといふふうに思います。ただ、それが額が大きいからどうのこうの言うわけではありませんけれども、これは仮に企業会計に統一するといふことを承認したとすれば、5年で統一するといふことですから、その前に簡易水道事業のうちに、この改修がすべて終了するといふことにしておかなければ、これはもう大変な事態になるといふふうに考えますが、そういった事業計画になっているのですか。その点も

お伺いしておきたいと思います。

また、それらの当然事業計画、それから財政計画はできていると思いますし、財政シミュレーションにも当然それは反映されなければならない数字というふうに考えますが、そういった点も確認はしておきたいと思います。

田岡会長：ちょっと休憩ください。

長原委員：会長、済みません、時間のこともありますから、そうしたらもう1つだけ。後で言うことも全部今言っておきます。次回で検討されるようですから。

それで、先ほど言いましたように、経営の効率化という点で、新市というのは非常に大きな面積ができると。そういう中で、こういう簡易水道事業ということが置かれることで、経営の効率化という点ではどうなのだろうかと。職員等の配置についても一定のことを考えなければならないのではないかとということも指摘をしてきたのですが、その点での特別お答えもなかったわけなので、あわせて、その辺の経営効率化ということが進むのかと。逆に、そういった職員も常駐配置していかなければならないことで、それなりの経営経費というのはかかることになるというふうな認識に立っているのか、その点もちょっとこの際ですからお答えをいただいております。

田岡会長：休憩します。

(休憩)

田岡会長：それでは、会議を再開させていただきます。

専門部会(小林)：私の方から、先ほど水道料金の統合先の話申し上げ、再度ご質問を受けたわけでございますけれども、資料の水道料金の統一というところ、(2)のところの左側の料金表の変化という部分でグラフになってございますけれども、合併時に厚田村と浜益村の簡易水道を統合させます。そして、料金体系については厚田村の料金体系でやるわけでございますけれども、将来的に5年間をかけて段階的に石狩市の最終的に水道料金に合わせるという考え方でございます。したがって、ここでありますように、現在、平成17年度、19年度、22年度でもって、小口径の料金につきましては下げますよということでございます。一方、右側の方につきましては、大口径の料金につきましては逆に高くなるという、段階的に高くするという内容でございます。

専門部会(伊藤)：それでは、長原委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の、水道料金等の厚田村に合わせるということの記入の関係でございますが、これらにつきましては、必要であれば現況調書等に記載をいたしたいと、そのように考えてございます。

それから、2点目の、工事費にかかわる財源等の内訳の関係でございますが、これにつきましては国庫補助金がおおむね3億3,000万円程度、地方債が7億8,500万円程度、それから一般財源が1,500万円程度を見込んでいるところでございます。

また、最後に、新市の部分についての収支の関係でございますが、合併後のおおむね5年間につきましては、厚田村・浜益村につきましては簡易水道、石狩市については水道事業会計が併存するという事になってございます。簡易水道特別会計は、合併後5年間の収支の均衡はおおむね保たれるものと試算をいたしているところでございます。また、水道事業会計の収支は、最初の5年間は現在の石狩市の収支となり、その収支の状況は最大で約5,000万円程度の収支不足が生じる年度もあるというふうに試算はしているところでございますが、この大きな要因については、工事等による資産の取得に基づく減価償却費の増によるものでございます。しかしながら、この収支不足を内部留保資金として将来の基盤整備に活用するため、現金ベースで考えますと、別添資料にもありますように、収支の状況はおおむね保たれるもの

と試算をいたしているところでございます。

また、合併後5年を経過した水道事業の統合後についても、現在と大きな変化はないというふうに見込んでございまして、おおむね収支の状況は保たれるものというふうに試算をいたしているところでございます。

田岡会長：そのほかにもございせんか。

専門部会（伊藤）：申しわけありません。ちょっと説明が漏れておりました。

田岡会長：いや、答弁しているのだよ。今の経営という視点からいくと、職員の配置も含めて経営の基本的なラインは変わっていないと言っているのだけれども。

専門部会（伊藤）：申しわけございません。それで、料金改定の見通しということについてでございますが、これにつきましては、石狩市において今年度行われる事業の再評価の動向を注視するとともに、新市においても施設整備に伴う資本費用が増大し、経営は厳しい状況が想定されますが、経費の節減に努めるなど、可能な限り現在の料金体系を堅持していきたいというふうに考えているところでございます。

田岡会長：一般論としてはご指摘のとおりだと思います。石狩市において厚田村・浜益村の遠距離経営というものをを行うのに、経費の合理化が本当に図られるのかというご疑問は、確かに最終的に料金にはね返るのではないかというご指摘も、懸念材料としては十分考えていかななくてはならないと思います。しかし、従来の経営方針をベースに物を考えるのではなくて、やはり合理的な経営というものにより意を配しながら経営することによって、この問題を克服できるのではないかとこのように見ております。

また、実際に5カ年間の問題ですが、これは非常にデリケートな問題で、国において速やかなる統一化というものを求めている一方で、私どもは財政運営の中から、交付税等の関係も含めて、非常に有利な財源というものを限りなく模索していく立場にありますので、そのためにも、おおむね5年という表現をさせていただいたのは、事業の推進と財源の確保の中で、これらをその段階において意思決定をしていかななくてはならないということで、基本的にはご指摘のとおり経営に努力していかななくてはならないというふうに理解しております。

どうぞ。

福沢委員：厚田村の福沢です。

ただいまの議論の中で、簡水の統一の仕方といいますか、方法の中で、合併時に厚田村に合わせると。どちらに合わせても、ただ単純に厚田村に合わせる、浜益村に合わせるという表現をすると不都合が生じる議論になったなというふうに思っています。ということは、今の形のままでいきますと、13ミリで対応したときに、ほとんどの住民が使っている13ミリが、浜益村は一たん厚田村に合わせることによって高くなります。高くなってから、5年をかけて、そのもとの値段を、まだ下がるところまで下げていくという単純な言い方で、不都合だろうと。そうしたら安い方に合わせようという話になるのですけれども、これを浜益村に単純に合わせるよといったら、今度大口径の方では逆の現象が起きるわけですね。

ですから、どちらに合わせても、片方は上がっていくわけですから、1回下がってから上がるよというやり方にはならない表現をやめて、どちらかに合わせるという表現でなければ、これを単純にどちらかに合わせたこと自体が、上がった分と下がる分とが今度逆になって、それからもとよりもまだ下げてもらったり、もとよりもまだ上がったという、一たん下がったものがまた上がったという、おもしろい現象になる可能性があるなというふうに気がついたのですけれども、その辺はいかがでしょうか。そういう表現はできないのでしょうか。今の現行より下げて、また上げるという、上げて下げるという、そういうやり方はないような表現の仕方というのはとれないのでしょうか。

神田委員：浜益村の神田です。

今、厚田村からも出ましたけれども、我々一般家庭用、これ(2)の水道料金の統一の関係で、一般家庭用を言いますと、我々は厚田村に一たん合わせるというような理解はしていませんでした。5年後、やはり石狩市に合わせるということになれば、段階的に下がるのかなと。一般家庭用はですね。そういうふう感じておりました。それから、口径の大きい方は、やはり上がっていきますから、それも5年後に段階的に上がって行って石狩市の制度に合わせるものというふう感じておりましたけれども、厚田村の制度に合わせるということは、一切事前の勉強会でも私どもは聞いておりませんし、そういう理解はしていませんでした。

それから、第2番目に、これはうちの村長から説明があれば一番よかったのでしょうかけれども、水道の改修、11億3,000万円ほどかかると言われておりますけれども、これは合併をにらんでの計画ではなくて、これは浜益村で配水管の布設がえ、漏水から何からありまして、これ3年前から計画的に整備しております。それで、去年もやりましたし、ことしもまたそういうことで段階的に整備をしてきております。その中に、もう1つ大きくかかるのは、最初に浜益村で簡易水道をやりましたときに、群別と浜益地区の中間に浄水場を設けておりますけれども、その浄水場が老朽化して改修しなければならないというのは、これは合併がなくても計画に入れている問題です。ですから、年次計画でやってきているということをご理解していただきたいと思えます。

田岡会長：今説明の中で誤解が生じたといえますか、前提となる非常に大切な部分に説明不足がございましたので、もう一度簡易水道の料金の基本的なことについて事務局から説明させます。

まず、簡水の料金について正確に説明します。

専門部会(伊藤)：それでは、ご説明申し上げます。

説明が不足しております、ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げたいと存じます。

それでは、まず1点目の簡水における水道料金の関係でございますが、現在厚田村においては水道のメーターの口径による料金体系を利用してございます。それから浜益村については、営業用ですとか一般家庭用、それから団体用というようなことで、その使用の用途に基づく料金体系が組み立てられているところでございます。合併に伴いまして、これらの部分について整理をするということから、平成17年度につきましては、合併時でございますが、これは浜益村の用途別の料金体系を厚田村の水道メーターごとの口径別の料金体系に合わせるということでございます。また、平成22年度につきましては、これらは平成17年度において統合されました口径別のメーター、石狩もそうでございますけれども、これに合わせるという形で整理をしようとするものでございます。料金の部分につきましては、資料にも掲載のとおり、平成17年度1回目、平成19年度2回目、平成22年度で完全に石狩市に統合しようとするものでございます。

それから、先ほど委員からご指摘がございました浜益村の工事の関係の部分については、当然今現在も実施をしていることは承知をしてございます。また、そのほかにも、おのおの配水管ですとか浄水場というようなことの中で、5年間で整備をしていこうということで計画をしているということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

田岡会長：福沢委員の件では、それでよろしいですか。

新たな第三の料金を設定するという考え方ではなくて、今言いましたように用途と口径に変更することで、ちょっと議論のベースが最初説明不足だったということをおわびいたします。

福沢委員：だから用途と口径はいいのですけれども、13ミリの表が出て、浜益村と厚田村と一緒の表

に載っているわけだから。そうすると真ん中の、現在一番高いのは厚田村でしょう。そうしたら、合併時に厚田村に合わせるよといったら、浜益さんの13ミリを使っている人たちは厚田の料金に1回上がって、それから下げるのかいというのさ。

田岡会長：料金そのものは変えないのですよ。とり方の違いが出てくるということ。

ちょっと標準型においてモデルを1回説明します。同じ条件で口径と、それから用途によってどう違うかというモデルの数字を出します。

上がる人と上がらない人が出るのですよ。

福沢委員：だから、上がったやつを向こうより今度下げていかなければならないでしょう。厚田村も。

田岡会長：そういうケースもあります。

福沢委員：そうしたら何も上げる必要がない。厚田村に合わせる必要がない。

田岡会長：それは会計が違うから。

福沢委員：もうちょっと表現を変えないと。

田岡会長：それでは、ちょっと休憩させていただきます。

(休憩)

田岡会長：それでは、会議を再開させていただきます。

専門部会(伊藤)：まことに申しわけございませんでした。ただいまのご質問の部分につきましてご説明を申し上げたいと存じます。

13ミリの口径による水道料金の部分でございますが、合併時に簡水会計を統合した場合につきましては、おのおの石狩市に合わせることによりまして、既に料金の部分については下がるということになっているところでございます。その理由といたしましては、用途別の料金を口径別にするのととも、料金の値下げを平成17年度段階で行うということによって下がるということでございます。

よろしく願いいたします。

清水事務局次長：私の方から若干補足させていただきます。現在の13ミリ、一般家庭用の料金でございますけれども、現在厚田村・浜益村の料金、これは簡易水道ですが、合併時に統合いたします。そのときに料金の考え方をメーター方式に切りかえます。それだけであれば厚田村の料金等は変わってこないわけでございますけれども、その際、統合する際に、平成17年度のときにですが、そのものの料金の額も下げます。そういうことで、厚田村・浜益村の料金が下がる形で統合されたのが平成17年度の形。資料17ページの水道料金経年変化の左側でございますね。その13ミリのところのグラフのようなイメージになってくると。それを基点としまして、石狩市の水道料金の体系まで、平成22年にかけてさらに落としていくという形となります。結果的には厚田・浜益の水道料金は下がっていくという形をおおむね考えているところでございますので、ご了承いただければと思います。

田岡会長：よろしいですか。

神田委員どうぞ。

神田委員：ただいま事務局の説明でわかりますけれども、その下げ方とかはわかりますけれども、ここで確認したいのは、厚田村の簡易水道は5立方メートルまで1,200円、それから浜益村は8立方メートルまで1,820円と、こういうふうになっておりますけれども、統合したときにこの扱いをどのようにして段階的に石狩市の制度に合わせるのか。その辺どういうふうに検討しておりますでしょうか。

専門部会(伊藤)：ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今ご質問のありました基本水量及び基本料金の関係については、具体的な数値等の部分についてはまだ

検討中ということでございまして、現段階ではお示しできる数値ということにはなってございません。ご理解賜りたいと存じます。

神田委員：もう一回質問しますけれども、これ今検討中と言いますけれども、これが一番大事なのではないでしょうか。だから、石狩市の制度に5年間かけて合わせるのであれば、簡水会計は、厚田村と浜益村を1つの簡水会計としてまとめるとしても、料金の関係は、浜益村は浜益村の現行のとおりを5年間をもって石狩市の制度に合わせますよと。そして、厚田村は厚田村の制度で5年間かけて石狩市の制度に合わせますよと。そういう制度を、2つを1つの目的をもって並行で進んでいきますよというのか、それとも厚田村と浜益村の料金体系をまぜてしまって、新たな料金体系をつくっていくのか。それは、この会議の場でやっぱり示すべきではないでしょうか。そういうことを検討しておくのが本当ではないですか。

田岡会長：まず、簡水会計に2つの料金設定が可能なかどうかというのを答えて。厚田方式、浜益方式で暫定5年間を運営できるのかどうかという、そこに法的な阻害があるのかないのか。そして、阻害がないとしたら、2つを1つにした物の考え方というのを説明しないとだめだ。

まず、簡水が2つの料金を持つことについて指導があるという。その指導についてちょっと説明してください。

専門部会（小林）：まず、料金の関係でございまして、先ほどからご説明申し上げておりでございまして、口径別の料金、浜益村につきましては用途別、厚田村については口径別の料金体系ということでございます。石狩市も当然口径別の料金体系ということでございまして、これらを総合したときに、やはり口径別料金体系でもって統一することが望ましいという考え方で我々も整理したところでございます。

先ほど料金の、厚田村5立方メートル、浜益村8立方メートルでもっておのあの料金体系が違うわけですから、これらについては今後検討していかなければならない課題ということで、いずれにしても合併後、石狩市との格差の30%程度ずつ、3回に分けて落としていくという考え方には変わりないところでございます。

それから、もう1つの、会計の統合の問題がございましたのですけれども、簡水の場合と水道事業も含めてのことですけれども、これにつきましては厚生労働省の通達がございまして、合併時に合わせて速やかに事務事業の統合をなささいということでございます。1つには、こういう合併の新市の地域性の問題で、非常に効率の悪いような状況もございまして、その中でなおかつ合理化を図らなければならないという1つのものもございまして、やはり事務事業の統一を1日も早く進めるといことは、それなりにやはり大きな経費の軽減につながるのではなからうかということで考えております。特に料金の計算方式、あるいはそれらについても、やはり統一されることによってかなりの軽減が図られると。

それと、もう一点は、簡水の2つの会計の料金の問題もございまして、やはり新市の姿になった場合には、需要者相互間の公平というものを考えなければならないと。それには料金の統一も必要であると。それからもう一つは、やはり格差はなるべく速やかに調整しなければならないということでございまして、それらを統合しまして最初の5年間というものを考えたところでございます。5年間と考えた中には、もう一点としまして、これらの事務をすべて完了させるには、当然事業の認可の変更もございまして、これらの時間もかかるものですから、それらを総合しまして5年間ということを考えてものでございまして、そういうことでございましてご理解のほどお願いしたいと思います。

田岡会長：今議論をちょっと混乱させてしまって申しわけないのですが、5年後の形を前提に、いわゆる合併の最終的なシミュレーションを含めたスタイルを事務局の方で整理させていただきました。神田委

員からご指摘のとおり、その中間的な簡水の形態というものについて、どういう料金体系になるかということ、実は今日の段階で試算したものを用意しておりません。したがって、そこについて明確にお答えをすることができません。非常にごもっともなご指摘でございますので、次回までにその資料を用意させていただきまして、それから通達等につきましても精査の上、どういう国の指導がなされているのかを含めて、ご質問の、疑問の点について、次回にお答えをさせていただきたいというふうに思います。この件についてはそんなことで、次回までにご了解をいただければと思います。よろしいですか。

神田委員：一言だけ確認したいのですけれども、そうしましたら簡水会計、厚田村・浜益村は、やはり合併時には5カ年に、石狩の制度に合わせるまでには、一般家庭用13ミリであれば、何トン使用で、そして基本料金は幾らと。それを厚田村・浜益村の統一した料金を新たにつくるということですか。

田岡会長：それを検討させていただきたいと思います。

神田委員：はい、わかりました。

田岡会長：基本的にメーター制度に最終的に移行いたしますので、いわゆる用途別制を5年間引きずるということについてはいかがかなというふうに考えておりますので、メーター制度にする仕組みにさせていただきたいと思います。

そのほかにご意見ございますか。

どうぞ。

伊藤委員：厚田村の伊藤です。

ちょっと今、13ミリの一般家庭用の部分で議論していましたが、私は50ミリ、100ミリという大口径の部分でちょっとお聞きしたいと思います。

50ミリですと、厚田村では2倍、石狩市の最終的に制度に合わせるとすればですけども、それで、料金体系に合わせるとすれば、浜益村では2.5倍。100ミリにすると、厚田村では1.5倍の浜益村では3倍と。いろいろな地域に張りついている工場とか施設とか、そういう特殊性はあると思うのですが、厚田村にしても浜益にしても、非常に前向きにいろいろな施設、工場、そういう、ゴルフ関係も含めて誘致してきた経緯もございます。こんな中で、5年間で3倍、2.5倍という、この料金体系、このまま持って行って十分な理解を得られるかどうかと、非常に私どもは疑問に思うのですけれども、この点についてちょっとお伺いしたいと思います。

専門部会（伊藤）：ただいまの質問にお答え申し上げます。

新市の水道料金につきましては、合併に伴う時限措置を講じても大口口径者の負担については、ただいまご指摘の部分があるということは十分承知をしております。その負担については非常に厳しいものにとらえているところではございます。しかしながら、昨今簡易水道事業に対しましては企業会計への移行が促されている状況下においては、安易に負担だけを低く抑えるということにつきましては、コストを無視した料金設定となり、将来的な経営が極めて困難となることもございます。したがって、水道料金の設定に当たっては、水道事業者が事業としてなすべき費用に健全経営を維持するための費用等を含めたもので、おのおの設定をしなければならないというふうに考えてございます。

なお、厚田村・浜益村における25ミリ以上の大口口径利用者は、厚田が23件、浜益が12件、これは民間でございますが、となっておりまして、これらの利用者につきましては、節水等の意識啓発等を含めた効率的な水道利用について個々の相談に応じるなど、きめ細やかな対応に努めてまいりたいというふうには考えてございます。

田岡会長：これ極めて1つ問題があるのは、現行を固定する考え方が、いわゆる使い方で、幾らでも使



っていいのだという仕組みから、1つは量的に従量制になっていくという仕組みも含めて、現在のやり方を守るのかということから考えていくと、私はやっぱりいささかの改善というのは基本的に必要だというふうに思っております。

しかし、激変緩和措置というのはやっぱり、2倍3倍の問題ということになりますと、この激変緩和措置をどうするかということと、それから、石狩市における既存の、いわゆるこの料金設定に準じて企業経営がなされている企業との格差という問題は、合併の本質にさわる問題でありますので、基本的には均一化を図っていかなくてはならないというふうに思っております。

激変緩和措置と均一化という問題をどうするかといったところが、いわゆる知恵の出どころで、暫定期間において個々の協定を設けるとか、あるいは料金そのものをさわらないで、他の制度によって事業の支援を行うとかという個別の方法があると思いますので、料金体系そのものは原則やはり統一料金に向かうと。個々の事業についてケース・バイ・ケースに応じて、さまざまな過渡期的な対策は講じていかなくてはならないというふうに思っております。

どうぞ。

神崎委員：ただいま会長のお話を伺いまして、それなりの理解をしました。しかし、事務担当レベルで、要するに物事の整理のできない部分までやっぱり求めるということには限界があるのではないかな。今お答えになるような部分は、少なくとも会長・副会長がその意思を明確にお示しになることがむしろ妥当ではないかと私は考えます。

田岡会長：基本的にはご指摘の形の内容だというふうに思います。

ほかにご意見ございますか。

今回、この水道の件については確認に至りませんので、次回まで、例えばこういう資料を用意してくれとか、そういうことがございましたら、それらのご要望も承りたいと思いますが。

ただ、今石狩市の議長からお話がありましたように、この法定協議会の中で、いわゆる逐条、条例改正の内容まで審議をしなくては合併の基本の形ができないかということころまでは、事務的に幾ら精査するといったって限界が物事にはあるということと、それから、現在の形そのものの是非論を抜きにしておいて、そのものをまずベースに物を考えていくのだという考え方も、私にとっては、やっぱり新しくまちをつくるときに、1つの物の考え方の方向としてあるのではないかと思います。

当然、例えば浜益村において、現在の料金体制でいいのか悪いのかという大いなる議論がされているというふうに承知しているだけに、やっぱり次回までに1つの考え方というものを、段階的な方法についてはお示しをしていきたいというふうに思っておりますし、考え方のベースということについても、ぜひご理解をいただければと思います。

それでは、今日はこのぐらいでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、水道料金については、承った関係で資料の整理をさせて、次回に提案させていただきたいと思います。

それでは、本日の予定案件は終了させていただきました。

事務局から連絡事項があります。

## 5. その他

工藤事務局長：次回の開催についてでございますが、今月末、5月27日木曜日、午後1時から、浜益

村交流センターきらりで開催したいと考えております。

議案等については、先ほどの水道関係がございますが、20日過ぎにはお手元に配付できればと、このように考えております。

## 6. 閉 会

田岡会長：それでは、以上をもちまして終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長 田岡克介